

借入20年返済までOK!
ご融資金額
10万円～
1,500万円
担保・保証人不要

住宅リフォームに関する
さまざまなニーズにお応えします！
けんしんスペシャル

リフォームローン

Special Reform Loan



**スペシャル
リフォームローン**
のお使い道など



その
1
ご自宅の増改築・
改装・補修、並びに
住宅関連機器(エクステリア、
門扉、車庫、造園、大型家具、
大型家電品)
の購入等

その
2
エコリフォーム
資金
●太陽光発電 ●オール電化
●ガス発電 ●省エネルギー
住宅工事 など

その
3
リフォームを資金使途
とするローン及び
クレジットの借換資金や
住宅ローン(新築・中古)の
借換資金
(300万円まで)

その
4
空き家の解体と
それに付随する資金
●解体後の敷地を利用した太陽光発電
設備などの環境配置型設備の設置費用
●解体後の敷地を利用した駐車場
(賃貸目的の駐車場も含む)の
設置費用

その
5
県外からの
移住予定の方も
ご利用可

詳しくは、お近くの《けんしん》窓口・渉外担当者にお気軽におたずねください。



<https://www.toyama-kenshin.co.jp/>

空き家のご活用にも！
空き家対策のための
リフォームにも
ご利用いただけます

県外から
移住予定
の方もOK!

バリアフリー
リフォームにも！
ご自宅の増改築や改装・
補修から住宅関連機器の
ご購入にも

太陽光発電・
オール電化
などの
リフォームにも！

[商品概要説明書]

令和5年12月1日 現在

1. 商品名	スペシャルリフォームローン					
2. お申込み年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時年齢が満18歳以上満65歳以下で、最終返済時年齢が満75歳以下の方 ※返済期間15年超または融資金額1,000万円以上の場合は団体生命信用保険の加入が必須となります。 【一般団信】 申込時年齢が満18歳以上65歳未満で、最終返済時満75歳以下の方 【3大疾病団信】 申込時年齢が満18歳以上51歳未満で、最終返済時満75歳以下の方 					
3. ご利用いただける方	<p>以下のすべての条件を満たす給与所得者または個人事業者のお客様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した収入がある方、または安定した収入が見込める方 (返済期間15年超または融資金額1,000万円以上の場合は団体生命信用保険適格者の方) ・当組合の営業エリアに居住し、リフォーム対象物件に居住している方 ・リフォーム物件は申込人または第2親等以内の家族が所有または共有している方 ・居住または移住し居住する建物をリフォームされる方(県外からの移住予定の方も対応可) ・リフォーム物件の賃貸物件に居住している方(県外から移住予定の方も対応可) ・SMBCファイナンスサービス(株)の保証を受けられる方 ・反社会的勢力に該当しない方 					
4. 資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ① 自宅の増改築・改装・補修並びに住宅関連機器購入(エクステリア・門扉・車庫・造園・大型家具・大型家電品)など ② エコリフォーム資金(太陽光発電・オール電化・ガス発電・省エネルギー住宅工事)など ③ リフォーム関連を資金用途とするローン及びクレジットの借換資金 ④ 原則居住用建物(事務所兼用・共同住宅を含む)の解体とそれに付随する資金 解体後の敷地を利用した太陽光発電設備などの環境配置型設備の設置費用 解体後の敷地を利用した駐車場(賃貸目的の駐車場も含む)の設置費用 ⑤ リフォームを対象とした住宅のローン(新築・中古)の借換(300万円まで) ※借換対象融資は、残債務の範囲内とし、諸費用は除く。 					
5. 実行方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、本人口座経由の振込指定といたします。 					
6. お借入金額	10万円以上1,500万円以下(1万円単位) ※移住に伴うリフォーム資金は、500万円以内。					
7. お借入期間	6ヶ月以上20年以内(1ヶ月単位)					
8. お借入金利	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利方式のみ ・お借入金利は、お申込時ではなく、実際にお借入頂く日の金利が適用されます。 					
	変動金利方式	<ul style="list-style-type: none"> ・新規お借入時の金利は年2回、4月1日・10月1日の新長期プライムレートを基準として各々6月1日・12月1日からの適用金利を決定します。 ・お借入後の金利は、年2回、毎年4月1日・10月1日の新長期プライムレートを基準として行ないます。見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日より適用いたします。その場合、新長期プライムレートの変動幅と同じだけ引き上げ、引き下げを致します。 				
9. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済(お借入金額の50%までボーナス月増額返済もできます。) 					
10. 保証人・保証料等	<ul style="list-style-type: none"> ・保証会社の保証をおつけいただきますので、原則として別途保証人をたてていただく必要はありません。但し、保証会社が必要と認めた場合には、この限りではありません。 ・保証料は金利に含まれます。 ・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。 					
11. 担保	不要					
12. 申込時必要書類	<p style="background-color: yellow;">用意いただく書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本人確認書類(運転免許証・健康保険証の写し) ※顔写真のないものについては複数の資料にて確認させていただきます。 ※外国人の場合は、登録原票記載事項証明書(正本)または外国人登録票(写し)を追加提出いただきます。 ② 所得証明資料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">給与所得者</td> <td>源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点</td> </tr> <tr> <td>自営業者</td> <td>納税証明書(その2)、または 税務署の受付印のある(電子申告の場合は受付番号等確認できる) 確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点</td> </tr> </table> ③ 資金用途確認資料 ・見積書・工事請負契約書・請求書等 ④ リフォーム対象物件(土地・建物)の謄本 (申込時点においてリフォームの場合3ヵ月以内:借換の場合1ヶ月以内) ⑤ リフォーム対象物件が賃貸の場合は、賃貸借契約書(写し)及び事前に所有者からリフォームの「承諾書」 <p>借換の場合:上記①～⑤のほか⑥返済表 ⑦返済口座の直近1年分の写し</p> <p style="background-color: yellow;">記入いただく書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ローン借入申込書(SMBC)②お客さまの個人情報の取扱いについて(当組合) ※③団体信用生命保険加入の場合は、団体信用保険 被保険者申込書兼告知書(3大疾病の場合は当該申込書) 		給与所得者	源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点	自営業者	納税証明書(その2)、または 税務署の受付印のある(電子申告の場合は受付番号等確認できる) 確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点
給与所得者	源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点					
自営業者	納税証明書(その2)、または 税務署の受付印のある(電子申告の場合は受付番号等確認できる) 確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点					
13. 実行時必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・融資実行までに住民票等の移住確認資料(移住に伴うリフォームの場合) 					
14. 実行後必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了通知書(当組合所定) 					

15. 事務取扱手数料	【新規融資事務取扱手数料】			
	新規融資実行	500万円未満 500万円以上1,000万円未満 1,000万円以上	3,300円 5,500円 11,000円	
16. 苦情処理措置 紛争解決措置	【繰上返済手数料】	全額繰上償還	当初借入額20万円未満 当初借入額20万円以上120万円未満 当初借入額20万円以上200万円未満 当初借入額200万円以上	無料 3,300円 5,500円 11,000円
		一部繰上償還	都度	全額繰上償還に同じ
		【その他条件変更手数料】11,000円		

※ローン契約については所定の審査があり、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
 ※手数料にはいずれも消費税が含まれます。

16. 苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置		
	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用下さい。</p> <p>【窓口：富山県信用組合総務部】 受付日 月曜日～金曜日（土日・祝日および金融機関の休日を除く） 電話0763-33-3351 受付時間 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.toyama-kenshin.co.jp</p>		
16. 苦情処理措置 紛争解決措置	・紛争解決措置		
	<p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>上記センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記富山県信用組合総務部または下記窓口までお申し出下さい。</p> <p>【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日 月曜日～金曜日（土日・祝日および協会の休日を除く） 電話 03-3567-2456 受付時間 午前9時～午後5時 住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)</p>		